

介護老人保健施設 いせの里（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護）

運 営 規 程

社会福祉法人 網走愛育会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人網走愛育会が開設する介護老人保健施設いせの里(以下「事業所」という。)が行う短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため人員及び管理に関する事項を定め、職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 職員は、要介護状態等になった利用者が、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 いせの里
- (2) 所在地 網走市字潮見192番地

(職員の職種と員数)

第4条 事業所に次の職員を置く。(短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護を兼職)

- | | | |
|-------------|-----|------|
| (1) 施設長 | 1名 | (兼任) |
| (2) 医師 | 1名 | (兼任) |
| (3) 作業療法士 | 3名 | (兼任) |
| (4) 支援相談員 | 3名 | (兼任) |
| (5) 介護支援専門員 | 3名 | (兼任) |
| (6) 看護員 | 10名 | (兼任) |
| (7) 介護員 | 31名 | (兼任) |
| (8) 管理栄養士 | 1名 | (兼任) |
| (9) 事務員 | 2名 | (兼任) |
| (10) 調理員 | 委託 | |
| (11) 管理員 | 1名 | (兼任) |

2 前項に定めるほか、必要に応じて変更又は職名を設けることができる。

(職務の内容)

第5条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、法人の決定する方針に従い、施設の運営管理・人事を統括する。
- (2) 医師は、利用者の診療とリハビリテーション及び健康管理並びに保健衛生を指導する。
- (3) 事務員は、建物備品の保全管理、経理、庶務事務、連絡調整をする。
- (4) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、医師の指示を受け利用者の健康管理及び機能の維持又は回復計画並びに訓練に従事する。
- (5) 介護支援専門員は、相当期間以上に渡り入所することが予測される利用者に対し、サービス目標、内容を記載した短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の作成を行う。

- (6) 支援相談員は、利用者の生活相談、助言及び利用者の処遇計画作成並びに実施に従事する。
- (7) 看護員は、利用者の診療補助及び与薬並びに利用者の保健衛生に関することのほか、医師の指示による身体機能の計画及び訓練に従事する。
- (8) 介護員は、利用者の日常生活の介護、補助及び援助に従事する。
- (9) 管理栄養士は、食事の献立、栄養量計算及び給食記録を行い、委託給食業務を指導管理する。
- (10) 管理員は、施設の保全管理、設備器材の維持及び施設自動車の運転等に従事する。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の取扱方針)

第6条 事業所は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行う。

- 2 事業所は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、第8条第1項に規定する短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 事業所は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 4 事業所は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 5 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 事業所は、自らその提供する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容)

第7条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 機能訓練（理学・作業療法及びリハビリ）
- (2) 看護及び医学的管理の下における介護
 - ア 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
 - イ 入浴介助及び清拭
 - ウ 健康管理（診療・与薬・バイタル）
- (3) 食事の提供及び栄養管理
- (4) 家族に対する相談、助言等の援助
- (5) その他レクリエーション行事等のサービス提供

(短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の作成)

第8条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを相当期間以上にわたり継続して入所される際には、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境を踏まえて短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画を作成する。又、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画を作成する。

- 2 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の作成の際には、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該短期入所療養介護計画及び介護予防短期

入所療養介護計画を利用者に交付するものとする。

(利用料等)

第9条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額、及び当該介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該事業所に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料（別紙、「短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用者負担料金表」のとおり）の額と、短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額、及び介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用の額（別紙、「短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用者負担料金表」のとおり）の支払いを利用者から徴収する。

(1) 食費

(2) 滞在費

ア 従来型個室

イ 多床室

(3) 厚生労働大臣の基準に基づき利用者が選定する特別な居室に要する費用

(4) 前各号に掲げるもののほか、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる経費であつて、利用者に負担させることが適当と認められる費用

(5) 保険者（市町村長）より介護保険負担限度額認定を受けられている利用者については、前第1号及び第2号について「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。（別紙2、「当施設の滞在費・食費の負担額」のとおり）

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常を送迎の実施地域)

第10条 通常を送迎の実施地域は網走市の区域とする。

(事業所利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者及びその家族が短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供を受ける際には、次の事項を守ることとする。

(1) 面会時間は、午前8時から午後8時までとする。

(2) 外出は、事前にサービスステーションに届出ること。

(3) 飲酒は、施設長が定めた時間と場所等の範囲内とする。

(4) 喫煙は、敷地内禁煙とすること。

(5) 発火のおそれのある物品は、施設内に持ち込まないこと。

(6) 建物及び備品等は、職員の指示に従い適切に取扱うこと。

(7) 金銭及び貴重品は、各自管理に十分気を付けること。

(8) 施設内で、他の入所者に対する宗教活動は禁止とする。

(9) ペットの持ち込みは禁止とする。

(10) その他特に施設長が定めたこと。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(緊急時における対応)

第13条 職員は、現に短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を行っているときに利用者に病状の急変が発生した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第14条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第15条 施設長は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 施設長は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずる。

(職員研修)

第16条 事業所は、職員の資質の向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第17条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、サービス担当者会議、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(苦情処理)

第18条 事業所は、その提供した短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、利用者からの苦情に関して監督官庁が行う調査に協力するとともに、監督官庁から指導・助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待の防止)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 当該事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 当該事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(補 則)

第20条 この規程に定める事項の外、必要な事項は施設長が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年5月8日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年8月31日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成26年6月29日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成27年8月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成28年8月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成30年4月11日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成30年8月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和3年8月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和5年2月13日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和5年3月22日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和6年4月10日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和6年8月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用者負担料金表

(単位：円)

区 分		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
基本料	1割	介護報酬基本額1日 (従来型個室)	672	819	846	894	957	1,011	1,064
		介護報酬基本額1日 (多床室)	706	867	923	973	1,037	1,090	1,145
	2割	介護報酬基本額1日 (従来型個室)	1,344	1,638	1,692	1,788	1,914	2,022	2,128
		介護報酬基本額1日 (多床室)	1,412	1,734	1,846	1,946	2,074	2,180	2,290
	3割	介護報酬基本額1日 (従来型個室)	2,016	2,457	2,538	2,682	2,871	3,033	3,192
		介護報酬基本額1日 (多床室)	2,118	2,601	2,769	2,919	3,111	3,270	3,435

※ 介護報酬基本額については、夜勤職員配置加算（1割24円・2割48円・3割72円）、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（1割51円・2割102円・3割153円）及びサービス提供体制強化加算（1割18円・2割36円・3割54円）が含まれている。

区 分	単 位	単 価	備 考	
その他利用者負担料金	食 費	1 日	1,445	* 保険者（市町村長）より介護保険負担限度額認定を受けられている利用者については、食費・滞在費の項目について「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。 * 多床室には、2人部屋・4人部屋がある。 * テレビ使用料については、各療養室に備え付けのテレビを使用される方のみ徴収する。 * 冷蔵庫については、各療養室に備え付けの冷蔵庫のほか、サービスステーション内の冷蔵庫にて保管されている方も徴収する。 * 洗濯機及び乾燥機の使用については、コイン方式のため各自、料金を投入して使用する。 * 日用品の持ち込みを希望される方については、徴収しない。
	滞 在 費（従来型個室）	1 日	1,728	
	滞 在 費（多床室）	1 日	437	
	テ レ ビ 使 用 料	1 日	100	
	冷 蔵 庫 使 用 料	1 日	100	
	洗 濯 機 使 用 料	1 回	100	
	乾 燥 機 使 用 料	1 回	100	
	日用品費 ボディーソープ	1 回	51	
	(入浴用) シャンプー	1 回	31	
バスタオル	1 枚	31		
タ オ ル	1 枚	13		
死 亡 診 断 書 料	1 通	2,500		

※ 食費の内訳については、朝340円＋昼570円＋夕535円とする。

当施設の滞在費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けている方の場合、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減となる。

【単位：円】（月額概数）

対 象 者		区 分	滞在費（療養室の種類により異なる）				食 費	
			従来型個室の場合		多床室の場合 （2人部屋・4人部屋）			
			月額	日額	月額	日額	月額	日額
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	17,000	550	0	0	9,000	300
市町村民税 非課税世帯 全員が	老齢福祉年金受給者		利用者負担 第2段階	17,000	550	13,000	430	18,000
	課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第3段階①		42,000	1,370	13,000	430	30,000
	課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方		利用者負担 第3段階②	42,000	1,370	13,000	430	40,000
	課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	利用者負担 第4段階		施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりとする。				
上記以外の方	53,000		1,728	13,000	437	44,000	1,445	

※ 食費について、上記の表に記載されている負担額（日額）と実際に要した食費の額とを比べ、いずれか低い方の額とする。

例1）利用者負担第2段階、第3段階①及び②の方で、入所時に夕食のみ摂られた場合・・・535円

例2）利用者負担第3段階②の方で、入所時に昼食と夕食のみ摂られた場合・・・1,105円

例3）利用者負担第2段階・第3段階の方で、退所時に朝食のみ摂られた場合・・・340円

○ 滞在費（従来型個室）には特例措置がある。

従来型個室に入所される方であって、次のいずれかに該当する場合は多床室と同額の利用者負担とする。

① 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により従来型個室への入所が必要な場合

② 著しい精神症状等により、多床室（相部屋）では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、従来型個室以外での対応が不可能である者